

青教ス第595号
令和3年8月13日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた
対外試合等の制限の変更について (通知)

新型コロナウイルス感染症に関しては、全国的に新規感染者の急速な増加が見られており、去る8月11日開催の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議（本部長青森県知事）において、青森県内でも各地でクラスターが発生するなど感染が拡大しており、医療崩壊にもつながりかねない状況だとの危機感が示されました。

特に、先般発生した運動部活動に関連するクラスターでは、感染リスクの軽減を図るため、昼食を大会会場で摂らない、宿泊先の大浴場の使用を控えるなど、可能な限りの対策を講じているにもかかわらず感染が拡大してしまったと聞いております。

県立学校における部活動の対外試合等の取扱いについては、これまで県内の学校間に限定して実施可能などとしてきたところですが、学校内での感染拡大を防止し、今後開催される部活動の各種大会・コンクール等に各校が参加できるようにするため、下記のとおり変更することとします。

各学校におかれては、本通知の内容について教職員に周知するとともに、学校内での部活動の練習等の活動における感染防止対策についても適切に実施して下さるようお願いいたします。

また、児童生徒及び保護者に対して、本通知の内容とともに、今回の措置が、県内の医療体制を守り、ひいては県民の命を守ることにつながるものだということを周知して下さるようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更する必要があることを申し添えます。

記

1 部活動について

(1) 対外試合

8月31日（火）までの間、原則として他校との試合（練習試合を含む。）を禁止とする。（全国大会及び東北大会等に県の代表として出場する選手又はチームも含む。）

ただし、青森県高等学校体育連盟、青森県高等学校野球連盟、青森県高等学校文化連盟、青森県中学校体育連盟及び青森県中学校文化連盟並びにこれらの団体の上部組織の団体が主催又は共催する公式戦については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域（都道府県、市町村）の感染状況及び対応制限

等を確認し、慎重に判断した上で参加できることとする。

また、参加に当たっては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、県教育委員会から発出している部活動実施上の留意事項について（令和2年12月21日付け青教ス第919号通知）に基づき万全の感染防止対策を講じること。

【参加する際は】

- ① 毎日こまめな健康チェックをし、風邪症状はもちろんのこと、だるさや喉・鼻の違和感が続くなど、体調不良の場合は、参加しないこと。
- ② 競技（運動）の合間や更衣室ではマスク等を着用すること。
- ③ 声援、指示など大声を出さない。
- ④ 公共交通機関利用後やエレベーター等不特定多数の人と共用する箇所に触れた場合は、すぐに手洗い又はアルコール消毒を行うこと。
- ⑤ 更衣室等、換気の不十分な場所での長時間の滞在を避けること。
- ⑥ マスクを外した状態での会話は避けること。
- ⑦ マスクを外す飲食の場面では、特に注意し、3密にならないよう十分な距離を確保し、なるべく場所など工夫すること。

【試合後は】

2週間（平均的な潜伏期間である5～6日は特に）は、毎日検温し、健康観察を徹底することとし、体調不良の場合は、自宅で療養し、気にかかる症状等があれば、かかりつけ医^{*}に相談し、指示を仰ぐこと。

※ かかりつけ医がない、相談先がわからない場合は、県コールセンターに問い合わせること。

(2) 合宿

合宿（学校単独で行うものを含む。）は、引き続き禁止する。

(3) 練習等活動時の留意事項

① 健康観察の徹底

毎日こまめな健康チェックをし、風邪症状はもちろんのこと、だるさや喉・鼻の違和感が続くなど、体調不良の場合は、参加しないこと。

② 密集場面の回避

多くの人数が密集する場面で感染リスクが高まると言われていることから、更衣室等も含めて、人数制限を設けるなど密集しないようにするとともに、換気を徹底すること。

③ 場面の切り替わり時のリスク回避

練習メニューが変わる場面やミーティングの際に、生徒が密接しないよう距離をとり、大声を出さないこと。

④ 部活動に付随する場面での対策の徹底

部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかな帰宅を促すこと。

2 外部人材の活用について

外部人材(日常的に来校し、指導に当たっている者を除く。)の来校による直接の指導等は原則禁止とし、必要な場合は、映像配信やオンライン等により実施すること。

ただし、児童生徒の健康・安全に係る行事等のための活用については認めることとする。

【担当】 ○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 小中学校指導グループ TEL 017-734-9895 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)